

平成23年10月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(レ)第445号 不当利得返還請求控訴事件

(原審 岸和田簡易裁判所平成22年(ハ)第1357号)

口頭弁論終結日 平成23年9月2日

判 決

控訴人兼被控訴人 (第1審原告)

(以下「第1審原告」という。)

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 井 上 耕 史

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控訴人兼被控訴人 (第1審被告) アイフル株式会社

(以下「第1審被告」という。)

同 代 表 者 代 表 取 締 役 福 田 吉 孝

同 訴 訟 代 理 人 支 配 人 伊 藤 高

主 文

1 第1審原告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

第1審被告は、第1審原告に対し、38万5267円及びうち37万8588円に対する平成22年7月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 第1審被告の本件控訴を棄却する。

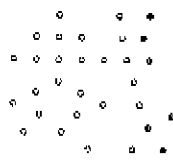
3 訴訟費用は、第1, 2審とも第1審被告の負担とする。

4 この判決は、仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 第1審原告の控訴の趣旨



主文同旨

2 第1審原告の控訴の趣旨に対する答弁

第1審原告の控訴を棄却する。

3 第1審被告の控訴の趣旨

(1) 原判決中第1審被告敗訴部分を取り消す。

(2) 第1審原告の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は、第1, 2審とも第1審原告の負担とする。

4 第1審被告の控訴の趣旨に対する答弁

(1) 第1審被告の控訴を棄却する。

(2) 控訴費用は第1審被告の負担とする。

第2 当事者の主張

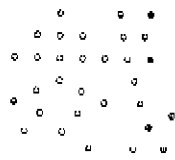
1 請求原因

(1) 第1審原告は、第1審被告との間で、平成10年3月23日から平成22年7月20日までの間、原判決別紙利息計算書1の年月日、借入金額及び返済額の各欄記載のとおり、継続的に借入れ及び返済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。

(2) 利息制限法に従った利率により利息を計算し、利息制限法が定める利息の制限額を超過する金額部分の支払を元本に充当すると、最終取引日である平成22年7月20日の時点で、37万8588円の過払いとなっていた。

(3) 第1審被告は、貸金業者であり、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限を超える利息の弁済を受けていたものであるから、民法704条の悪意の受益者にあたり、平成22年7月20日時点の同条の利息は、6679円であった。

(4) よって、第1審原告は、第1審被告に対し、不当利得に基づいて、38万5267円（前記(2)の過払金37万8588円及び平成22年7月20日までに発生した利息6679円の合算額）及びうち前記37万8588円に対



する同月21日（最終取引日の翌日）から支払済みまで民法704条所定の年5分の割合による利息の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1)の事実のうち、原判決別紙利息計算書1の取引日、借入金額及び返済額は認める。

(2) 請求原因(2)及び(3)は、否認ないし争う。

理 由

1 請求原因(1)の事実（本件取引）のうち、原判決別紙利息計算書1の取引日、借入金額（ただし、平成17年2月19日の借入金額を除く。）及び返済額については当事者間に争いが無い。

乙第3号証及び弁論の全趣旨によれば、第1審被告は、第1審原告に対し、平成17年2月19日、100万円を貸し付けたことが認められる。

2 請求原因(2)の事実（過払い）について

(1) 甲第1号証及び弁論の全趣旨によれば、第1審原告の主張を前提とする限りでは、計算上、その主張する過払金の発生が認められる。なお、過払利息の充当関係については後記のとおりである。

(2) 第1審被告は、平成17年2月19日から平成19年9月26日までの貸付けに適用される利息制限法1条1項所定の制限利率は、引き直し計算をした元本残高で計算すべきであり、年1割8分である旨主張するので、検討する。

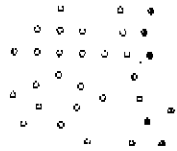
ア 同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けが繰り返される金銭消費貸借取引において、弁済によって過払金が発生し、その当時他の借入金債務が存在しなかった場合には、上記過払金は、その後に発生した新たな借入金債務に当然充当されるものということとはできないが、この場合においても、当事者間に上記過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するときは、その合意に従った充当がされるものというべ

きである（最高裁平成19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。

これを本件についてみると、前記認定した本件取引の経過及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は、反復継続して金銭の借入れと返済を行うことを予定した基本契約に基づく金銭消費貸借取引であり、その契約には、各貸付けに基づく借入金債務について制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、当該過払金を、その後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）が含まれていると解するのが相当である。

イ そして、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約に基づいて金銭の借入れと返済が繰り返され、同契約に基づく債務の返済がその借入金全体に行われる場合における利息制限法1条1項にいう「元本」の額は、各借入れの時点における従前の借入金残元本と新たな借入金合計額と解するのが相当であり、上記取引の過程で、ある借入れがされたことによって従前の借入金残元本と新たな借入金との合計額が利息制限法1条1項所定の各区分における上限額を超えることになったときは、上記取引に適用される制限利率が変更され、新たな制限を超える利息の約定が無効となるが、ある借入れの時点で上記の合計額が同項所定の各区分における下限額を下回るに至ったとしても、いったん無効となった利息の約定が有効になることはなく、上記取引に適用される制限利率が変更されることはないと解すべきである（最高裁平成22年4月20日第三小法廷判決・民集64巻3号921頁参照）。

もっとも、本件は、従前の借入金残元本が存在せず過払金が発生しているところ、各貸付けの間に充当関係が認められるからといって各貸付けの法的な個別性まで捨象されるわけではなく、法律的には個々の貸付けが1つの消費貸借契約であること、過払金の元本への充当は新たな貸付けの存



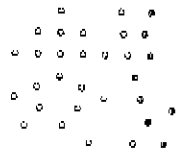
在を論理的な前提とするものであること、第1審被告は、第1審原告に対し、現実に100万円を交付したことからすると、本件における利息制限法1条1項にいう「元本」は、過払金を充当して計算した後の元本残高ではなく、新たな借入金額によって定まると解すべきである。

そうすると、第1審被告は、第1審原告に対し、平成17年2月19日、100万円を貸し付けたので、平成17年2月19日から平成19年9月26日までの貸付けに適用される利息制限法1条1項所定の制限利率は、年1割5分ということができる。

- 3(1) 請求原因(3)の事実(悪意の受益者及び過払利息)のうち、第1審被告が貸金業者であることは当裁判所に顕著であり、甲第1号証及び弁論の全趣旨によれば、第1審被告が、利息制限法が定める利息の制限額を超過する金額の支払を第1審原告から受けていたこと及び過払利息(発生及び金額)を認めることができる。

第1審被告が利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法(平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。)43条1項の適用が認められない場合には、第1審被告は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるというべきである(最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁[以下「平成19年判決」という。]参照)。

- (2) これに対し、第1審被告は、平成18年1月13日以前にされた本件取引においては、期限の利益喪失約款の下で支払を受領しただけでは悪意の受益者と推定されない(最高裁平成21年7月10日第二小法廷判決・民集63



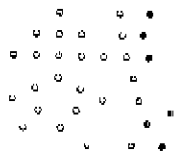
卷6号1170頁参照)し、また、いわゆるリボルビング方式による貸付けがされた本件取引において、第1審被告は、貸金業法17条1項及び18条1項所定の書面(以下「17条書面」、「18条書面」という。)と認識していた書面を交付する態勢を有していたから、平成19年判決にいう悪意の推定を覆す特段の事情が存し、悪意の受益者ではなく、また、返還すべき過払金は現存利益の範囲(過払元金の55%)にとどまる旨主張する。

(3) しかしながら、本件全証拠によっても、第1審被告が、第1審原告に対し、取引の都度、17条書面及び18条書面を交付していたことを認めるに足りない。

なお、第1審被告は、17条書面及び18条書面と認識していた書面を交付する態勢を有していたなどとして証拠(乙第7ないし第9、第16号証[乙7ないし9は枝番号も含む])を提出するが、第1審被告が提出する「ご利用明細書兼領収書」(乙16)は、第1審被告において保存していた取引データを復元したものに過ぎず、上記結論を左右するものではない。

また、いわゆるリボルビング方式の貸付けの場合において、17条書面に同項所定の事項(返済期間、返済金額等)について確定的な記載をすることが不可能な事項があったとしても、当該事項に準じた事項として、当該貸付けを含めたその時点での全貸付けの残元利金について、毎月定められた返済期日に最低返済額及び経過利息を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額を記載すべきであり、その記載がない以上は、17条書面の交付があったとは認められず、貸金業法43条1項の規定の適用要件を欠くといふべきところ(最高裁平成17年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁)、第1審被告が提出する「ご利用明細書兼領収書」(乙16)には、上記最判のいう記載がされていないものが多数含まれている。

(4) 以上のとおり、第1審被告が、本件取引における制限超過利息の受領につき、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有し、又はそうした認識を



有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情があったとは認めるに足りる証拠はないから、第1審被告は、民法704条の「悪意の受益者」と推定される。

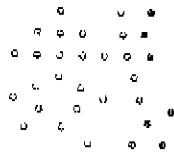
なお、第1審被告は、第1審被告が悪意の受益者でないことを前提に、返還すべき過払金が現存利益の範囲（過払元金の55%）にとどまる旨主張するが、第1審被告が悪意の受益者であることは前記説示のとおりであるから、第1審被告の主張は前提において失当であり、採用できない。

- 4 また、請求原因(3)について、第1審被告は、①過払金に対する利息は訴状送達の日翌日から発生する旨、及び②過払金に対する利息は新規貸付金に充当することは許されない旨主張する。

しかし、①については、当該利息は、過払金発生時から発生すると解するのが相当である。また、②については、前記説示のとおり、本件取引は、第1審被告と第1審原告との間で、継続的に金員の借入れと返済が繰り返されており、過払金が発生した場合にはこれをその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意がされていたものと解するのが相当であるところ、この合意には、特段の事情のない限り、本件取引は、過払金元本と同様に、過払金に対する利息についてもまた、これを後に発生する借入金債務の弁済に充当する旨の合意が含まれているものと解するのが相当である。

したがって、第1審被告の上記主張はいずれも理由がない。

- 5 そうすると、第1審原告の第1審被告に対する38万5267円及びうち37万8588円に対する平成22年7月21日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める請求は、理由があるから全部認容すべきところ、これと異なり、35万4212円及びうち34万8605円に対する平成22年7月21日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める限度で認容し、その余を棄却した原判決は、一部失当であって、第1審原告の本件控訴は理由があるから、上記のとおり変更し、第1審被告の控訴は理由がないから



これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第12民事部

裁判長裁判官 高 橋 文 清

裁判官 山 地 修

裁判官 鎌 田 咲 子

これは正本である。

平成23年10月21日

大阪地方裁判所第12民事部

裁判所書記官 内田光

